

第 27 号議案参考資料

議 案 名

桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴って関係内閣府令及び厚生労働省令が改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 (改正条例第 1 条関係)

ア 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用部分の字句の整理を行う。

(第 4 条、第 6 条から第 8 条まで、第 13 条、第 20 条、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 51 条及び第 52 条関係)

イ 学校教育法の一部改正に伴い引用部分の字句の整理を行うとともに、保育の内容についての指針を定めることとされている主務大臣を改める。 (第 15 条関係)

ウ 保育の内容についての指針を定めることとされている主務大臣を改める。 (第 44 条関係)

エ 字句の整理を行う。 (第 48 条関係)

(2) 桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正

(改正条例第2条関係)

保育の内容についての指針を定めることとされている主務大臣を改める。

(第25条関係)

3 施行期日

公布の日